

## 消費税の軽減税率

令和元年10月1日から、消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

### 軽減税率(8%)の対象品目

- 飲食物品（酒類を除く食品表示法に規定する食品）。外食やケータリング等は除く。
- 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）



出所：国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>)

### Q1. 水道水は、軽減税率の適用対象となりますか？

**A1.** 適用対象となりません。水道水は、炊事や飲用のための「飲食物品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水が混然一体となっているためです。他方、ミネラルウォーターなどの飲料水は「飲食物品」に該当し、適用対象となります。

### Q2. みりんは、軽減税率の適用対象となりますか？

**A2.** 適用対象となるものと、ならないものがあります。アルコール分一度以上のみりんは、酒税法に規定する酒類に該当するため適用対象となりません。みりん風調味料（アルコール分一度未満）は、酒類に該当しないため適用対象となります。

### Q3. 栄養ドリンクは、軽減税率の適用対象となりますか？

**A3.** 適用対象となるものと、ならないものがあります。「医薬部外品」「医薬品」（以下医薬品等）の栄養ドリンクは、「飲食物品」に該当しないため適用対象となりません。医薬品等に該当しない栄養ドリンクは適用対象となります。

### Q4. 紅茶・ティーカップセット（一体資産）は、軽減税率の適用対象となりますか？

**A4.** 一体資産は、税抜価格が1万円以下で、飲食物品の価額の占める割合が2/3以上の場合は適用対象となります。

出所：国税庁 消費税の軽減税率制度に関するQ&A、  
よくわかる消費税軽減税率制度から当金庫が抜粋